

就労継続支援B型事業へ激変緩和措置を講ずるよう求める意見書

平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定が行われたが、比較的障がいの重い方の就労を支える就労継続支援B型事業の影響が大きくなっている。

当市においても減収を見込んでいる就労継続支援B型事業所が多く、中には事業運営の見通しは全く立っていないという悲痛な声も聞かれる。

市内の就労継続支援B型事業所の多くは、市内の企業から受注する作業や、地元住民から愛される喫茶店の営業など、市内における経済活動、障がいのある方の雇用機会提供に長らく取り組んできた。

職員の福祉的支援が必要であるが、障がいのある方が働くことを通して、市民の一員として経済活動に加わり、雇用の一翼を担っていることは、当市にとってかえがたい財産である。

これらの事業所がなくなると、事業所へ仕事を発注していた企業の活動が止まり、また、事業所で働いていた障がいのある方が行き場をなくし、雇用から遠ざかるなど、市内における影響が大きい。

よって、国会及び政府におかれては、就労継続支援B型事業へ緊急の激変緩和措置を講ずるよう当市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月22日

藤 沢 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

} あて